

平成28年4月

工事等の請負工事費算定方法の改定について（お知らせ）

工事等の請負工事費算定方法について、鹿児島県の取扱いに準じて、以下のとおり見直しています。

1. 主な改定の内容

(1) 請負工事費算定における端数処理

- ・ 工事価格（税抜設計額）を1,000円単位とする。
- ・ 工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、率計算等で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。

(2) 設計業務委託料、調査及び測量業務費算定における端数処理

- ・ 業務価格（税抜設計額）を1,000円単位とする。
- ・ 業務価格の1,000円単位での調整は、諸経費又は一般管理費等で行うものとし、各率計算等で算出された諸経費又は一般管理費等の計算額より、端数処理前の業務価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。
- ・ 複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整するものとする。

2. 適用範囲

建設局が執行する工事及び設計、調査、測量業務委託に適用する。

3. 適用開始日

平成28年4月1日の単価適用日以降適用（見積用閲覧書・積算総括情報の単価適用日が平成28年4月1日以降の案件から適用）

4. 参考

改定の内容については、下記URLを参照してください。

（鹿児島県土木部監理課技術管理室HP）

http://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/sekisankijun/kokyo03_48700.html

5. 問い合わせ先

鹿児島市管理課技術管理係 TEL：099-216-1475